茨城県臨床工学技士会定款

第1章　総則

＜名称＞

第1条

本会は、茨城県臨床工学技士会と称する。

＜事務所＞

第2条

本会の事務局は、筑波メディカルセンター　臨床工学科内　に置く。

＜目的＞

第3条

本会は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、県民の福祉、医療の普及発展に寄与する事を目的とする。

＜事業＞

第4条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1.臨床工学技士の職業倫理に関すること
2.臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
3.臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
4.臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究
5.内外関連団体との連帯交流に関すること
6 .臨床工学に関する助成及び顕彰
7.その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

＜種別＞

第5条

本会の会員は、正会員、特別会員、及び名誉会員とする。

1.正会員：臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 3 条による臨床工学技士の免許を有し、本会の目的に賛同して入会した会員。
2.特別会員：臨床工学技士以外で本会の目的に賛同する、個人又は団体。
3.名誉会員：本会に顕著な功労のあった者又は学識経験者で、理事の推薦に基づき総会の承認を得た者。

＜入会＞

第6条

会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、入会金送付の複写を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、名誉会員は、入

会の手続きを要せず、本会の承認をもって会員となるものとする。

＜入会金及び会費＞

第7条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

＜退会＞

第8条

会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したとみなす。

1.死亡、又は本会が解散したとき

2.第 5 条 1 号に規定する免許を失ったとき

3.会費を 2 年以上滞納したとき

4.除名されたとき

＜除名＞

第9条

会員が、本会の名誉を毀損、又は本会の目的に違背する行為があったときは、総会において３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

＜会費等の不返還＞

第 10 条

既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

＜種別＞

第11条

本会に、次の役員をおく。

1.会長　1 名

2.副会長　2 名

3.理事　10 名以上 12 名以内（会長、副会長、代議員を含む）

4.監事　2 名

5.代議員　1 名

＜選出＞

第12条

1.理事及び監事は、正会員の中より選挙において選出される。定員に満たない場合は、理事会の推薦により、総会において承認されるものとする。

2.会長、副会長、代議員は理事の中から選任される。

3.理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

＜職務＞

第 13 条

1.会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代行する。
3.理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
4.監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）会計を監査する。
（2）理事の業務遂行状況を監査する。

＜任期＞
第 14 条
1.役員の任期は、2 年とする。但し、再選は妨げない。
2.補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3.役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4.理事、監事に欠員が生じた場合、理事会にて選任し 30 日以内に会員に通知する。

＜解任＞
第15条
役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、解任することができる。但し、その役員に対し総会の前に弁明の機会を与えなければならない。
＜顧問＞
第 16 条
1.本会に、顧問を置くことができる。
2.顧問、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3.顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に意見を述べるものとする。

第4章 会議

＜種別＞
第 17 条
本会の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
＜構成＞
第 18 条
1.総会は、正会員をもって構成する。
2.理事会は、理事をもって構成する。
＜職能＞
第 19 条
1.総会は、次の事項を決議する。

（1）　事業計画及び収支予算
（2）　事業報告及び収支決算
（3）　その他本会の運営に関する重要事項

2.理事会は、次の事項を決議する。
（1）　総会の決議した事項の執行に関すること
（2）　総会の招集及びこれに付議すべき事項
（3）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

＜開催＞

第 20 条

1.通常総会は、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
2.臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の３分の１もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3.理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

＜召集＞

第 21 条

1.会議は会長が召集する。
2.会長は、前条第 2 項、第 3 項の規定に基づく請求があったとき、30 日以内に会議を召集しなければならない。
3.会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を掲載した書面をもって､少なくとも開催の日 7 日以前に通知しなければならない。但し、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

＜議長＞

第 22 条

1.総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。
2.理事会の議長は、会長がこれにあたる。

＜定足数＞

第 23 条

1.総会は、正会員の２分の１以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することができない。
2.理事会は、構成員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

＜議決＞

第24条

会議の議事は、この会則に別に規定するものを除き、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

＜会議の議事録＞

第 25 条

1.会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所

（2）　構成員の現在数
（3）　会議に出席した会員数又は構成員の氏名
（4）　決議事項
（5）　議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
（6）　議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第5章 委員会

第 26 条

会長は、理事会の決議に基づき、事業促進のため必要と認めるときは委員会を設置することができる。

第6章 資産及び会計

第27条

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1.入会金及び会費
2.寄付金品
3.資産から生じる収入
4.その他の収入

＜資産の管理＞

第28条

本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

＜経費の支弁＞

第29条

本会の経費は、試算をもって支弁する。

＜予算及び決算＞

第 30 条

1.本会の収支予算は、理事会が作成し年度開始前に総会の議決により定める。収支決算は、年度終了 3 ヶ月以内に収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
2.やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。
3.前項の規定により暫定予算を執行した場合における収支は、新に成立した予算に基づくものとみなす。

＜会計年度＞

第 31 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

＜会則の変更＞

第32条

この定款は、総会において出席正会員（委任状を含む）の４分の３以上の議決を経なければ変更することができない。

＜解散及び残余財産の処分＞

第 33 条

1.本会は、総会において出席会員の４分の３以上の議決を経て解散することができる。

2.解散に伴う残余財産は、総会の議決を経、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

＜事務局＞

第 34 条

1.本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2.事務局には、事務局長及び事務局員を若干名おくことができる。

3.事務局長及び事務局員の任命は、理事会の議決を経て会長が行う。

4.事務局長は、理事をもって充てる。

5.前号に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。（細則第 5 章）

第9章 選挙

第 35 条

1.選挙は、選挙管理委員会規程に基づいて行われる。

2.選挙管理委員会規定を以下の通り定める。

規定第 1 条　本規定は理事及び監事の選挙を公平かつ円滑に行うことを目的とする。

規定第 2 条　本理事及び監事の選挙においては、選挙実施年度の 9 月 1 日現在に本会正会員年会費の完納者（以下有権者という）に限り選挙権及び被選挙権を有する。

規定第 3 条　本規定で行われる理事及び監事の選挙を公平かつ円滑にするために選挙管理委員会を設ける。

規定第 4 条　選挙管理委員会は委員長 1 名、委員 2 名をもって構成する。委員長は、理事及び監事以外の正会員より会長が委嘱する。委員は、

委員長が正会員の中から任命する。

規定第 5 条　選挙管理委員会は、委員会発足後 30 日以内に本会の有権者に理事及び監事の立候補者の受付の公示を行う。

規定第 6 条　理事及び監事に立候補する者は、選挙管理委員会に氏名、年齢、性別、施設及び所属を所定の用紙に記入し届け出る。

規定第 7 条　理事及び監事に立候補者受付の期間は、公示日より 30 日を締切日とする。

規定第 8 条　立候補者氏名は、締切日より 30 日以内に本会の有権者に公示する。

規定第 9 条　投票の方法は連記制とし、上位得票者順に当選人とする。但し、投票は、定数以上の候補者があった場合に行い、無競争の場合は、候補者をそのまま当選人とする。

規定第 10 条　選挙管理委員会は当選人を直ちに公示しなければならない。

規定第 11 条　新理事及び監事の効力発生は、新理事及び監事の引継完了をもって直ちにその効力を発するものとする。

規定第 12 条　理事及び監事に欠損を生じた場合は、第 2 条の規定にかかわらず、会長推薦により公示しなければならない。（任期は前任者の残期分とする）

規定第 13 条　本規定の改廃は、規約第 32 条による。

第10章　補則

＜施行細則＞

第36条

この会則について必要な細則は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

＜付則＞

1. この会則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。
2. この会の設立当初の役員の任期は、第 14 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日までとする。

細則

第1章 会費及び入会金

＜会費及び入会金＞

第 1 条

1.正会員は、社団法人日本臨床工学技士会に入会するものとする。会費、及び入会金は、社団法人日本臨床工学技士会が定める額を、会員自らが納める。

2.茨城県臨床工学技士会入会金は 1,000 円、年会費は 4,000 円とする。

3.特別会員の会費は 10,000 円とする。

＜会費及び入会金の納入期＞

第 2 条

1. 会費納入は、年度開始 3 ヶ月以内に年度会費を納入するものとする。
2. 正会員の新入会者は、入会と同時にその年度の会費と入会金を納入するものとする。

第2章 出張旅費

第 1 条

会長は、会務のため関係会員に出張を命ずることができる。

第 2 条

前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

汽車賃：普通旅費運賃（付随する特急料金等は実費支給）

日当：3,000 円　　宿泊料：8,000 円

但し、出張距離によっては航空機の使用を許可することもある。

第 3 条

日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じて、これを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第 4 条

宿泊料は、朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第 5 条

日当は、昼食代及び車中食事代その他の支弁に充てる。

第 6 条

日帰り出張は、交通費及び日当を支給する。

第 7 条

本会以外から交通費あるいは経費が補助される場合はその差額分を支給する。

第 8 条

本会理事会開催にあたっての出張の交通費は理事会費から支給する。理事会費は予算に計上する。

第3章 補則

＜細則の改廃＞

第 9 条

この細則の改廃は、総会の議決を経なければ改廃することができない。

＜付則＞

1. この細則は、平成 3 年 11 月 1 日より施行する。
2. 平成 5 年 5 月 23 日　一部改正
3. 平成 7 年 3 月 26 日　一部改正
4. 平成 10 年 4 月 19 日　一部改正
5. 平成 16 年 4 月 18 日　一部改正
6. 平成 19 年 4 月 29 日　一部改正

第 4 章　総会規定

第 1 条

総会運営は、本会定款第 4 章会議によるほか、この規定の定めるところによる。

第 2 条

司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

第 3 条

司会者は、仮議長となり出席正会員の中から議長を選任する。

第 4 条

議長は、会議の議事を記録するため、書記 2 名、議事録署名人 2 名を任命する。

第 5 条

1. 会議に出席できない正会員は、書面を持ち議長に委任することができる。但し、委任には議決権は認めない。
2. 前項の規定により正会員は会議に出席したものとみなす。
3. 委任状は、会議前までに議長に提出しなければならない。

第 6 条

議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

第 7 条

議長は、この規定に違反し、注意に従わない者を発言の停止あるいは退場させることができる。

第 8 条

議長は、議事録を総会終了 1 ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

第 9 条

議長は、案件を議題とするときは、その主旨を宣言する。

第 10 条

1. 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。
2. 議長から指名を受けたときには、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

第 11 条

議決を行うときは、議長はその表決に対する議案を宣言しなければならない。

第 12 条

議決の順序は、議長がこれを決め、修正案より先に採決する。

第 13 条

修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第 14 条

議決の方法は、次の各号の一つとする。

1. 拍手
2. 挙手
3. 起立
4. 無記名投票

第 15 条

採決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

第 16 条

傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

第 5 章　事務局規定

第 1 条

この規定は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。

第 2 条

事務局には、理事会の同意を得た所要の職員をおくことができる。

第 3 条

1. 会長は、会計を担当する財務担当理事を任命する。
2. 財務担当理事は会計責任者とする。
3. 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じることができる。

第 4 条

事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

1. 定款
2. 会員名簿及び会員の移動に関する書類
3. 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
4. 許可、認可及び登記に関する書類
5. 定款に定める機関の議事に関する書類
6. 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
7. 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
8. その他必要な帳簿及び書類

第 5 条

前条の帳簿及び書類は、関係法令上により保存期間を定める。

第 6 条

この規定で定められていない事項は、理事会の議決によるものとする。

＜付則＞

1.この規定は、平成 19 年 4 月 29 日から施行する。